

農地法第4・5条申請書添付書類一覧表

農地法許可申請書は、正本・副本（氏名・㊟コピー不可）の2部提出してください。

個人の場合

（法人の場合は、他に下記の書類も必要になります）

★印は1通コピー可（写真は2枚）

1. 住民票の写し・・・譲受人が駒ヶ根市民以外、譲渡人の住所が登記簿謄本と異なる場合 1通
譲渡人の現住所と登記事項証明書の住所が異なる場合、経過がわかるものを添付してください。
2. 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る：法務局） 2通★
3. 配置図（詳細に記入してください） 2通★
4. 公図の写し（証明有りに限る。隣接の地目・所有者氏名を全て記入してください）※注1 2通★
5. 位置図（縮尺1/50,000ないし1/10,000程度のもの又は農業委員会指定のもの） 2通★
6. 建築図（平面図・立面図） 2通★
7. 雑排水処理計画図（配置図に記入してもよい） 2通★
8. 同意書（地上権、永小作権、質権、抵当権又は賃貸借権等に基づく耕作者等がいる場合） 2通★
9. 土地改良区意見書（土地改良区域内の場合、又は区域外で地目が「田」の場合） 2通★
10. 案内図（住宅地図等） 2通★
11. 資金計画書又は予算書（その支出の根拠となる残高証明書、融資証明書等） 2通★
12. 関係法令の許認可等に係る申請書の写し等（都市計画法、森林法、砂利採取法等） 2通★
13. 山林転用の場合（写真2方向から2枚） 4枚★
14. 個人事業の場合（下記の「法人の場合」の3～5番の添付書類） 2通★
15. その他
 - ①地元農業委員意見書（農業委員会審査資料として）※注2 1通
 - ②委任状（連絡事項確認等のため） 1通
 - ③その他参考とする書類（審査資料として必要なもの、景観住民協定等の同意書）※注3 1通

※注1 周辺に農地がある場合、農地の所有者に説明し了承を得た旨を、申請書の「その他参考となるべき事項」欄へ記入してください。（例 周辺農地所有者〇〇氏に説明し、了承を得た。）
周辺農地への被害防除対策を記入してください。

※注2 地元農業委員へのご説明は、当月の申請書提出期限の5日前までにしていだけるよう、
お願いします。また意見書へは地元農業委員2名の意見をお願いします。

※注3（1）太陽光発電設備の設置を目的とした申請の場合、以下の書類が必要です。
①経済産業大臣による再生可能エネルギー発電設備の認定通知書の写し
②電力供給契約申込書の写し（電力会社の受付印が押されたもの）
（2）営農型太陽光発電設備の設置を目的とした申請の場合、別途添付書類が必要となりますので、
農業委員会事務局へお問い合わせください。

法人の場合（上記「個人の場合」の添付書類も必要です。）

1. 法人の登記事項証明書 2通★
2. 定款又は寄付行為 2通★
3. 事業計画書 2通★
4. 行程表（事業計画面積5,000㎡以上のもの、その他は申請書記載） 2通★
5. 宅建免許の写し（免許が必要な事業に限る） 2通★

申請書受付期間 毎月5日～12日です。

☆ ただし、締切日が土、日、祝日等閉庁の時は、直前の閉庁日です。

☆ 締切日以降の申請は、翌月扱いとなります。